

該当箇所			答申時点	修正後	修正理由													
1	グループ化	P.10	<p>(5) グループ化 グループ化する対象の施設分野</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置レベル</th> <th>グループ化</th> <th>対象の施設分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広域レベル 市域レベル</td> <td>する</td> <td>屋外スポーツ施設(テニスコート、グラウンドなど) 文化施設</td> </tr> <tr> <td>しない</td> <td>屋内スポーツ施設 市庁舎・出張所、図書館、公民館等</td> </tr> <tr> <td>地域レベル</td> <td></td> <td>小学校・中学校、市民交流施設、児童館、高齢者福祉施設等</td> </tr> </tbody> </table>	配置レベル	グループ化	対象の施設分野	広域レベル 市域レベル	する	屋外スポーツ施設(テニスコート、グラウンドなど) 文化施設	しない	屋内スポーツ施設 市庁舎・出張所、図書館、公民館等	地域レベル		小学校・中学校、市民交流施設、児童館、高齢者福祉施設等	<p>(5) グループ化 グループ化する施設分野及びサービス機能の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ化する施設分野及びサービス機能の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外スポーツ施設(グラウンド等) ・ 屋内スポーツ施設(体育館等) ・ 文化施設(会議室、多目的室等) ・ 小学校・中学校(会議室、体育館等) </td> </tr> </tbody> </table>	グループ化する施設分野及びサービス機能の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外スポーツ施設(グラウンド等) ・ 屋内スポーツ施設(体育館等) ・ 文化施設(会議室、多目的室等) ・ 小学校・中学校(会議室、体育館等) 	<p>現行の基本方針では、グループ化について、広域レベルや市域レベルにある施設は、数が少なく、利用者が料金を理由に別の施設に向くことが困難であり、負担の公平性の考えからグループ化の対象としていました。</p> <p>今回の見直しにおいて、「収容人数や設備などに大きな差があるホール等の施設はグループ化にはなじまない。一方、会議室等は文化施設以外でも機能面に大きな違いはなく、グループ化を導入しやすい」との意見が庁内からあったことから、グループ化の考え方を改めました。</p>
配置レベル	グループ化	対象の施設分野																
広域レベル 市域レベル	する	屋外スポーツ施設(テニスコート、グラウンドなど) 文化施設																
	しない	屋内スポーツ施設 市庁舎・出張所、図書館、公民館等																
地域レベル		小学校・中学校、市民交流施設、児童館、高齢者福祉施設等																
グループ化する施設分野及びサービス機能の例																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外スポーツ施設(グラウンド等) ・ 屋内スポーツ施設(体育館等) ・ 文化施設(会議室、多目的室等) ・ 小学校・中学校(会議室、体育館等) 																		
2	割増料金	P.6	記載なし	<p>(3) 適正料金の決定 施設使用料の適正料金の決定に当たっては、施設特性等に応じ、曜日・時間別の料金設定や、市民以外の利用者の料金設定、営利を目的とした利用の料金設定等を行うことができることとする。</p>	<p>現行の基本方針では、土日料金等の割増料金について、既定がありませんでした。しかし、こもれびホール（文化施設）等では既に割増料金の設定があることから、適正料金の決定プロセスの説明に、左記の1文を追加しました。</p>													